

武家名目抄稿

儀式部十二

十七

和書門			
冊	架	函	號
四	四	七	二
九	九	七	五
九	九	七	六

庫文閣内		和書類
五三函	二五二〇六	
二架	四〇六	

内閣文庫	
番號	和 25206
冊數	457(274)
函號	153 275



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak





武家名目抄稿第十七冊

儀式部十二目錄

家督之御禮

家督相續

御贈位御礼

加増ノ御礼

御成ノ御礼

御判御礼



受領ノ御礼

継目ノ御礼

領分拜領ノ御礼

下國御礼

臨時御礼

御劔拜領

御刀拜領今无

御賜差拜領今无

一字拜領

御字御礼

御服拜領

織物拜領

御羽織拜領今无

時服拜領

御手熨斗拜領

御紋被下

御紋拜領

美服拜領

黄金拜領

御馬被下

御馬拜領

色代

目札

門出

門送

饑別

下馬

侍番ノ礼

ツクハイ

武家名目抄稿第十七冊

儀式部十二

家督之御礼

家督相續

康富記云享德三年九月廿二日是日畠山

弥三郎家督相續事治定被出仕申之上下

不本ウハカマ也騎馬十余騎御馬御太刀

五百貫文進之云々

家中竹馬記云常德院殿江州御勤生之時
當方政房侍系陣之時御禮之時一箇御
太刀一腰元忠御馬一足河原元印右純御
勤生御系陣之時御禮也御太刀兼目錄直之
山進上二番御太刀一腰久國御馬一足康
御西日經万足右家督之時御禮之時進上御
太刀兼目錄如直之山進上
山内書引付云為家督之時御禮太刀一腰馬一

足河原元印兼目錄康御馬一足兼目錄康御禮太刀一腰馬一
下之也八月十六日富山左京大夫より
足利歷代記云今川義元其頃天文五年駿河
國今川氏輝北四歳ニテ早世ス家督相續
ノ息男ナクニテ舎弟二人アリ一人ハ花
倉寺ノ住寺ニ定ム律僧也其弟善徳寺ノ
住寺ニ定ム禪僧也此兩人同年ニテ十九
歳也此中ノ一人還俗ニテ家督ヲツカシ

ノレト諸家老評定ス云々
三好記云曰吉御元服糸京公方義晴公御子御年
今年十一歳ニテ御元服アリテ御家督御
相續アルヘシトテ天文十五十一月中旬
ニ御沙汰アリ云々

御贈位御礼

嵯川親俊記云永正十八年八月十四日就
昨日公方振沙贈位御礼九振沙右刀々也

御次侍右刀一腰禁裏へ糸云々但依為沙
意撰掃二儀右京地出二献之時信太刀孫
領付等御次侍進云々右記文見々

加増ノ御禮

氏郷記云十一月氏郷上洛有テ今度加増
ノ御礼被申テリ

御成之御礼

嵯川親俊記云文明十五年正月廿九日

及涉成。少礼。大泉持法馬三子足法志力。

持法馬万足。涉服。涉領。進上。少太刀。文。

字。所。玄。庫。取。以。披。露。

賀越園。諍記云。御成次。義秋將軍朝倉屋形。

二御成。中其後朝倉内衆御馬太刀。二御。

礼申。略

御判御礼

睦川親元記云。文明十年十一月十九日。廬

山寺。善光。御判。法。務。貴。後。一。名。系。奉。教。之。

可也。新。河。一。波。十。三。年。正。月。廿。日。大。内。取。下。

り。廣。一。涉。終。身。受。藏。之。來。臨。礼。物。先。以。少。

分。信。乃。一。略中。法。方。涉。不。孫。判。始。以。終。涉。右。

刀。官。三。子。是。云。一。正。名。与。改。序。後。以。判。涉。禮。

子。子。廷。小月十三日。使。側。田。麻。生。上。總。入。通。以。判。涉。

礼。涉。子。廷。

受領ノ御礼

越川親後記云天文十一年七月十三日

園對馬國宗續政守晴康所授中受

領所授所右刀一腰唐錦一端 地紺交唐

鞆履一赤八月六日甲申公方孫一為所

受領所授所右刀一腰持唐錦一端 地紺唐

鞆履一赤活進上名武技露山純尤以孫

重山之々七月廿日傳上宗續政守

繼目御礼

右園記云信甚公以孫池田父子丹羽子守

左桌の尉長秀輝至由如与筒井以慶之介

旧臣面不殘清若君一續目之所礼中

上人多尾州一下若男一也各一云云

三景の之君一信礼中上落涙一神并之如

らうりり一形勢甚以志申せりり云々

駿府記云慶長十九年甲寅六月二日松平

和泉守子息御礼和泉守依死去繼目御礼

也。献銀五十枚。御帷子等。北年乙卯九月
三日及晚金森長門守重頼父出雲守正重
為繼。目御礼。御目見出雲守遺物。因次刀正
宗脇指羽茶壺。献之。長門守献銀子二百枚
弟兩人銀子十枚。宛献之。
領分拜領ノ御礼

清正紀云。清正八十二月二日。少輔長門守
之。大坂上。云。領分。拜領。之。御礼。中。有。之。御

寺。左。免。淺。聖。寺。人。一。中。之。以。之。治。古。日。國。光
所。以。之。乃。一。國。村。銀。子。百。枚。進。上。

下園御礼

卷川親元紀云。寛正六年八月廿日。巳亥
三隅中務少輔卜國。所。礼。子。定。以。返。事。誓。
之。終。助。伊。狀。小。文。以。右。回。七。身。左。身。方。有。之。

臨時御礼

長祿年中封面日記云。二月朔日。臨時御礼。

礼中上輩在く時ハ左方を以て御對面也
後中入く也

年中恒例祀云正月十一日勝時ニ於礼中

上輩在く時ハ左方を以て御對面以後中入

ク御對面在く是モ盛富院也因幡寺院同

之

御劔拜領

嵯峨親後祀云天文八年閏六月己巳

大村氏初大補純翁云方極一儀礼ハ右カ

一腰國宗御馬一足代万足於河原邊御對面

一儀劔拜領仕く則又御右カ一腰兼一御馬

進上く御對面

御脇差拜領

毛利家記云去閑ヨリ大谷殿懷被申秀吉

公ノ御次ノ間迄参り給へハ御前へ呼マ

イラセラレ色々御説有テ慰斗ヲ御直

被進シテ拜領マシテ下座へサカス
七給ノ其時則重ノ御脇指ヲ御手ツカラ
宮松殿へ被進シ宮松殿自分ノ脇サシヲ
下座ニヌキ置セ給ヒ頂戴有テ少シサリ
給ヒテ御礼被仰上シ

一字拜領
豫章記云龜王丸十五ニテ至徳元年御元
服九郎通能ト申ス公方様ヨリ義ノ字ヲ

被下共憚テ先能字ヲ被名乗ケル
長録寛正記云寛正六乙酉年十二月廿六
日赤松次郎法師九元服タリ御名乗ノ一
字ヲ給リ政則出仕ス御太刀ヲ献ヒ奉ル
少年タリト云トモ其威儀肅然トシテ起
居進退諸人ノ美嘆也御太刀ヲ被下
親長卿記云文明十年三月一日言國朝臣
息叙爵事ノ名字教康云々予申云教家

普廣院殿御字也將軍御字不可付名字之
由有之御直之人不審返答云尋式仁之處
不可苦云々此上者不及是非奏聞勅許其
後猶予重申云古來將軍御名字被下之外
無名衆之人自然自武家有御不審者無先
例之分可被申也如何仍重讀合之如何武
命云々不可然之由有仰云々
季瓊日錄延德二年庚戌二月四日下云又

大御所実名義親礼部実名親綱公賜一字
也

甲陽軍鑑云信云云此時代享祿三年庚寅

兼上杉謙信親虎公誕生是ハ越後長尾景

虎の事也公方光源院義輝云より輝の字

と被りて輝虎と号ス

又云信云云此一代勝子代及十三年の事

月甲存一勅使よりして甲州武田源信濃

大膳大夫と云ふは公方義興
院義晴公より上野中務少輔信俊と云ふ
て晴と云字と云ふは晴信と云ふ
足利歴代記云晴元入道ト三
好和談ノ条 永禄四年正
月十五日三好修理大夫長慶父子上洛有
公方様へ出仕アリ進物ヲヒタシ之ク上
ラルハ是ハ筑前守慶興ニ義一字ヲ賜リ
父子トモ御相伴衆ニ十サレ云々

細川両家記云永禄四年三月廿九日所
極義三好方へ所成と云ふは是ハ今度長
宗修理大夫同息孫義興字年以後
の相承ハ此相傳流ニ如クハ此礼と風
同也家の面目天下の聞有る事ト云ふハ
也

大岡記云 永田又右衛門尉利 或同曰婿母
家末素々城後信条
上月城に秀吉より尼子山中義興の如

一と毛利右馬次長かろと居城急がり
あけとひ秀吉わろろ巻くま
甲斐もあく尼子心中切腹と事何對曰
略合戦終て信長との嫡子信忠は長篠此
城に入給ひ九八郎とむりも若年と云小
城と云志つも大軍を引退く堅固と城を
ちりしり言語の及ふ不しあすと城一
新城の始終を為給ひ家老叔母と石出烟

初と加入給ひぬその後信長云は氣くは若

出今度武田敗れし事九八郎長篠の城を

今國よりし居也自今以後武考し助と

可也終りて別諱字を給信昌と号し家康

公の聲とあり領地數ヶ所給りぬ

松葉記事云 神君取遠州諸城武田勝 神君謂
頼遠州駿州ニ出ル糸

諸將曰諏訪原ハ甲州兵高天神ニ往來ス

ルノ要路ナリ且田中城ト 甲州ノ兵大許
寺之所也

川ノ一水ヲ隔ルノ之意ニ田中ノ敵頻々
 来リ戦ハシ勝頼モ亦同ヲ伺フテ来リ
 攻メ誰カ能我ヲ守ラシ衆未ダ答
 松平左近忠次進テコレヲ守ラシ請フ
 神君其忠勇ヲ感シテ尊諱ノ一字ヲ賜フ
 テ名ヲ康親ト改ム

御字御礼

卷川親後記之天文八年七月八日癸卯肥

幕國者馬御礼中ノ賢純初多シ礼御左カ
 一勝長御馬一足代御字中御礼御左
 カ一腰安御馬一足院番北竹官途修理左
 支御礼黄金三十兩銀一枚推五子足十一
 年七月十三日辛酉對馬國宗傑岐守晴康
 以礼中御馬之方祿へ御字以礼御左カ一
 腰持曇金一兩赤地毛氈一枚赤席皮一枚赤
 月三子足廿二日庚午對馬國宗彦七御字

中。禮。禮。禮。右。刀。一。腰。巾。疊。金。一。端。青。鞆。履。一。

六。赤。鳥。目。二。子。足。重。反。一。巾。右。刀。一。腰。鞆。履。

青。五。百。足。巾。字。義。巾。自。子。正。格。一。別。今。日。出。

一。巾。右。刀。一。腰。巾。疊。金。一。端。青。鞆。履。一。

御服拜領

徳川親元紀云文明十五年正月廿日一赤

松坂巾着巾礼大赤赤巾右刀巾方巾持

刀持巾馬万足靴巾履有以進上巾右刀

一。文。廿。四。日。出。身。云。庫。及。巾。披。着。一。

大内同答云云云云の小袖沙免云々

大名の御用の奉る此尻巾きんせいの巾

云々云々事一別紙也沙履拜領にてハ久

此事き不云也

宗。惣。聞。書。云。巾。履。有。領。の。時。折。新。の。云。ハ

登。年。云。云。巾。披。着。領。巾。披。着。又。巾。疊

ハ。依。ハ。て。云。下。時。也。折。新。云。先。巾。疊。を。頂。戴。ハ

て欲孫選附るふ下也其時を於て。内
まこと右よりれまゝみふ蓋くあのみまては
ふゝと清るよて清るよてまゝあのみま
かけをまゝ事勿論まゝのまゝまゝのまゝ
あらん同まゝの同左のまゝのまゝのまゝ
右のまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝ
年姑はあつめまゝのまゝのまゝのまゝ
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝ

あれまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝ
かけまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝ
実まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝ

織物拜額

清供衆古実云一より物此事は人御よ
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝ
ハあまのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝ
まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝ

あされいきう物 紅うすうきといはれ節きき
とまううう 織物とハ中福流もやういふか
くれきう物やういんかハくよふくくー男
流織物着仕いんすの事やまき事也此
伊波とハ万葉用い又たうい織物のこと
なりハ看用中事 不ぞ此い萬春す中いを
春春まてのそまハ暗うて用いの事とあ
るーハ方極より 織物ハ洋領ハ事ハ

相傳流又ハ供流中より人種より 伊波
領ハあらうそわハ列るよきハ相叶い葉より
ハ也一廣織物の事一原ハ貴統の依ハハ
むけ人たやハハんまの事よてハハハ
からさう物まおとハ流の看用ハ事ハハ
領ハ伊波此時ハ洋領ハ亦ハまハ物ハ又
一服の後ハ下ハ事もマウハハハ

時服拜領

武彦叢話云秀忠公信上洛此時尾州惣田
子之兼松又曰部今川義元合戦の時此
柄と刀根正子之信長より足守を拜領の
事と猪子内通と又曰部八年八月一
一清宗よりハ猪子、年兄と思召さるるの事
也略中秀忠公の信威斜りす時股黄多
清内書を添下さるは是を皆人々兼松事
を述しる

御手厨斗拜領

武彦叢話云伏見より右同秀吉公此他界
の後世に静有りす其時ハ本多中書代高
と一々柳宗武部長登り以尾州の事より著
りて伏見此隆義を同書取とつけを馳上り
云く康政を小具足より礼装より袢巻一馬
車と立り以爲て一着以則此節より出され
はよはより清内書を添下され

毛利家記云云関ヨリ大谷殿懐被申秀吉
公ノ御次ノ間迄参リ給ヘハ御前へ呼マ
イラセラレ色々御説有テ熨斗ヲ御直ニ
被進シテ拜領マシテ下座へサカラ
セ給フ云々

御紋被下

細川兩家記云々後ノ事ノ与次ハ此如ク
てげ成れ恩賞ノ相ノ云々の被下ニ
云々

左邊ノとかいふもそれ見の与一、海軍
云々攝津云上下古後代、
云々承祿四年三月廿九日
此病と云ハ此ハ云々修理
云々義興字無紋の相
云々此礼と云ハ家
聞不云々也十一年十月廿日
依今大忠御内書云々其
依今

大忠致相并引兩節遣了。了更或切
力祝儀也。永祿十一年十月廿四日義秋織田
彈正忠成

御紋并額

足利歷代記云

晴元入道十三
好和談ノ條

永祿四年

月十五日三好修理大夫長慶父子上洛有
公方様へ出仕アリ進物ヲヒタシ之ク上
ラレハ是ハ筑前守慶與ニ義一字ヲ賜

父子トモ御相伴衆ニナサレ相ノ御致

給ハリシカハ忝サノアマリ同年三月廿

九日右ノ御祝ニ公方様三好館へ御成

リ云々

美服并額

吾妻鏡云養和元年六月十九日武衛為納

涼道遙渡御三浦被司馬一族等魚日有結

搦之儀殊申案内云々陸奥冠者以下候御

共上総権必廣常者依兼日仰參會于佐賀
岡濱郎從五十余人悉下馬各平伏沙上廣
常安轡而敬屈于時三浦十郎義連令候御
駕之前示可下馬之由廣常云公私共三代
之間未成其礼者尔後令到于故義明舊跡
給義澄搆盃酒院飯殊盡美酒宴之際上下
沈醉催其與之處岡崎四郎義實所望武衛
御水于則賜之依仰乍候哇著用之廣常頗

嫉之申云此美服者如廣常可拜領者也被
賞義實様老者之余存外云々

黄金拜領

武彦兼信云秀忠公沙上洛の時尾州勢田
より兼松又曰序今川義元合戦の時の手
柄と刀根と云々信長より足利と好成の
事と松子内通と又曰序を年ハいつき増
りし信長より松子、年兄と思ふ云々との

以尋也 略中 秀忠公... 傳威糾... 時版

黃金... 以書... 係下... 以是... 等入...

兼... 事... 威... 一... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

御馬被下... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

御馬拜額... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

吾妻鏡云文治五年六月廿日大庭平太景

能者為武家古老兵法存故實之間故以被

召出之被仰合奧刈征伐事曰此事窺天聽

之処于今無勅許愁召聚御家人為之如何

可許申者景能不及思案申云軍中聞將軍

之令不聞天子之詔云々已被經奏聞之上

者強不可令待其左右給隨而泰衡者受繼

累代御家人遺跡者也雖不被下綸旨加治

罰給有何事哉就中群參軍士費數日之糸

還而人之煩也早可令究向給者申狀願御

感利賜御廐御馬 置鞍 小山七郎朝光引立

度上景能在縁朝光取差繩端投景能前景
能作居請取之令取郎從二品入御之後景
能招朝光賀云吾老耄之上保元合戰之時
被疵之後不行步進退今雖拜領御馬難下
度上之處被投繩思其芳志直千金云々二
品又感朝光所為給云々十一月八日因幡
前司廣元為使節上洛諸人莫不餞送龍蹄
百余疋云々二品賜鞍馬十疋於京都為令

送人々也云々

色代

太平記云

主上自令修
全輪法給條

大將頭中將ハ内野

マテ被引タリケルカ一條ノ手尚相支テ

戦ハ半也ト聞エシカハ又神祇官人前へ

引返シテ使ヲ立テ小嶋ト名和トヲ被喚

返ケリ彼等二人陶山ト河野トニ向テ今

日己ニ日暮候又後日ニコソ又見参ニ入

ラメト色代シテ兩陣トモニ引分テ各東
西へ去ニケリ
又云吉野系楠有情者也ケレハ小袖ヲ脱
キ替サセラ身ヲ暖メ藥ヲ与ヘテ痲ヲ令
療如^レ此四五日皆勞リテ馬ニ乗ル者ニハ
馬ヲ引物具失へル人ニハ物具ヲキセラ
色代シテヲ送りケル
又云武藏野新田兵衛佐ト脇屋左衛門佐
合戦条

トハ一呀ニ成テ白旗一揆カニ三万騎北
ニ分レテ引ケルヲ是ソ將軍ニテオハス
ラニ何クマラモ追攻テ討ニ上テ五十餘
町追追懸テ行処ニ降参ノ者共カ馬ヨリ
下名對面シテ色代シケル程ニ是ニ會尺
セント所々ニテ馬ヲ整ヘ會尺ニ給ヒケ
ル間軍勢ハ皆北ルヲ追テ東西へ隔リ又
久米田軍記云永禄六年十月十六日根来

衆ニ和談アリタキヨシ噯アヒスミ杉ノ
坊岩室専実トテ三人ノ大將アリカレテ
根来衆引率和泉境ニ来リテ三人衆ト對
面色代ニ歸リケル
松隣夜話云佐渡庄内衆模伊賀ト云侍後
走ニ来リ坐席ヲ見廻シテ後遙ク下坐ニ
居ル是モ覺ヘノ有兵ニテ人ニ知レタル
者ナリケレハ各式對シテ伊賀殿ハ夫ニ

坐ス入ニ進ス雲州ノ次ニ居ラレヨト申
人唐紀云國程の人此式辨の事云々一
帖程さうりく初居ルハ一ニ亦もさるも
此情々あと存ニ移るハ其を式の礼云々は條
目ニ據テ居ルハ式辨の教も事多ク過ク
人ニひくする故ニ人々以テ知レクハ也

宗恕冊二ノ聞書云人の名代の事云々云々
乃如令々々狼藉也云々云々云々云々

の居候も人よりきつて居候し人より
たゞと一二帖又ハ字々うらうらと云但生あれ
やうよよと云

目礼

鎌倉年中行事云正月十一日御評定始
悉出仕之由聞召テ聽而御出アレ也被見
申御出管領目下絁烏帽子ヲ取テ懸ラレ
テ見テ自餘モ同心ニ掛ラレ、管領各

へ目礼アツテ被參

人^{ハハ}賢記云對強人礼節の事上中下有く
居月礼平伏の云云あり又あま強はき行
まを法く差引寄りて鐘をかへ中とある本
も者く押るとありもあまかへ中とある本
有実と云く一收執の月也他人不知く小袖の
巾着いよついとある本も者く又よへ下つと
も者く不禮と云く下つと云く上ま下まの

ひるくへーとくらハ上クへりてとてとてと云
く於ておん光也

門出 首途

吾妻鏡云養和二年十一月廿日為伐土佐
國住人家綱俊遠等被差遣伊豆右衛門尉
有綱於彼國有綱以夜須七郎行家為國中
仕承今晚首途行家綱等依誅土左冠者科
如此云々

又云曆仁元年正月廿日午尅將軍家依可
有御上洛為御門出入御于秋田城介義
景甘繩家被召御輿御立烏帽子御直垂也
供奉人行粧同奉摸其體云々
又云寛元四年六月廿七日入道大納言家
渡御于入道越後守時盛佐介弟是可有御
上洛御門出之儀也迎習之輩多以供奉云

今本其書一處林間外因部上

走衆故實云一惠林院及極因防之以上洛
之西門出。此時田村清親修御之。是日素
勤西末の事。上各之。更て素西末之。亂後。以混
亂名及是。於此。中。子能承。門。御。之。月
之。持。て。抄。擲。せ。ら。れ。以。當。坐。を。絶。入。仍。門。出。
此時曲事。以。此。事。始。出。物。之。後。一。つ。仕。使。中。て。程。儀。
大内。務。之。事。中。之。事。と。て。ハ。右。理。以。治。物。門。出。
此時。仕。使。中。事。曲。事。以。之。事。如。以。免。坐。絶。中。而。許。

容也其後清親さうとてハ、非曲事故を
終如ハ、非曲改事以よくとて仕使るとして始出
事亦終て修正奉公由はてその時清御之孫如はと
也

右周記云 第四 又在東の附利家 羽柴筑前
吉秀言に、此則志保藏之全裁より勝利小
店へ推考城を改め、鑿ハ、鐘彼と終行、
利家、
略中

長久御朱印の用ひす紙さうりしものさき
各地を指廻し事さうりしたるに切後より
各々とも扱にぬし候す者にてはちきを喰食
き後送をせむとて婦子肥ちる候共は相果
て番終へハ簾中はあふとる事もやある候
牙匭搦粟ちとらりしものさうりしもの
を指し送を授け給ふ由も名状せしけ
る。是ハ見えあつらふ。つとらりしものさうり
と

ハツラハさうりしもの妻に傳へ給ひし
と見え給ひしものと

門送

今月大双紙云門送し事先坐交りて一礼
あり給ひて一礼庭より一礼上中下に入り
よりて今治は礼て有也
人懐記云人を送ふは事當頼の方との次
坐交りて一送らば給ひて一送らば庭より一送ら

それ第一也。於此、
了。此を改ハ、
二也。又次の生後、
三つり同存、
一送るもの、

門礼あり

伊達日記 天正十三年十月 八日 早天ニ從義繼我等、

御使預宮森へ可參候。輝宗公御力セキヲ

以相濟候。御礼ヲモ申上度候。又見舞申
度所存數多候。同相濟罷。飯子共ヲ米沢へ
為登候。支度モ申度。由被仰候。間輝宗公御
陣所へ參候。伊達上野其外家老數多宮森
へ被參。二本松迫落。居目出度。由輝宗公へ
被申上候。義繼我等へ被仰候。ハ輝宗公へ
參奉義申度。由候。間其通申上候。処ニ早
々御出候。様ニ御意ニ候。付義繼輝宗公

御陣所へ御出候供ノ衆ニ高林内膳鹿子
田和泉大槻中務三人御座敷へ被召出候
和泉参候時義継へ再付ニ何ヲ力申候テ
座敷ニナリ候輝宗公御下ニ上野ヲ我
等ニ居申候何モ御雜談モナク御立候御
門送ニ御立候内ニテ御礼被成候云々御
餞別（以下文字模糊）
吾妻鏡云壽永三年六月五日武衛招請池

前亞相給是近日可有歸洛之間為餞別也
右典廐並前少將時家等在御前先三献其
後數巡又相互被談世上雜事等小山小四
郎朝政三浦介義澄結城七郎朝光下河辺
下庄司行平畠山次郎重忠橘右馬允公長足
立右馬允遠元八田四郎知家後藤新兵衛
尉基清等應召候御前簀子是皆馴京都之
輩也次有御引出物先金作斂一腰時家朝

臣傳之次砂金一標安藝介俊之次被引鞍
馬十疋其後召客之扈從者又賜引出物云
下馬
吾妻鏡云養和元年六月十九日甲子武衛
為納涼逍遙渡御三浦彼司馬一族等兼日
有結構之儀殊申案内云々陸奧冠者以下
候御共上總權介廣常者依兼日仰奉會于

佐賀岡濱郎從五十餘人悉下馬各平伏沙
上廣常安轡而敬屈于時三浦十郎義連令
候御駕之前示可下馬之由云々

又云建久六年三月四日己丑將軍家出江
州鏡驛前羈路鞍馬給爰台嶺衆徒等降于
勢多橋邊奉見之頗可謂橋前途致將軍家
安御駕橋東可有禮否思食煩頃之召小廉
嶋橋次公業遣衆徒中被仰子細矣公業跪

衆徒前申云鎌倉將軍為東大寺供養結縁
上洛之處各群集依何事哉尤恐思給但武
將之法於如此所無下馬之礼仍乍乘可罷
通敢莫被答之者不聞食返答之以前令打
過給至衆徒前取直弓聊氣色于時各平伏
云々
又云正嘉元年十月一日壬午今日大慈寺
供養也已尅將軍家御出云々路次之儀永

福寺供養之時於右大將家法華堂前三位
中將家被脱御駕供奉人雖令下馬今度不
可有其礼之由兼日被定之
所供儀古實云一沙僧乃時下る此事さき
うち二三騎ゆりゆてやうてさき
後ハ一鼠ハゆりゆりねともあきか又ゆりゆて
ア我ハありゆて所ありさきふとくれゆて
アアアハ事ア我ハ但さき二三騎下るゆて久

以入と下る以そ伊勢の口越入美也是ハ細
路ありて廿餘世終のとき此是終たす人
一ハ世れ時下るの事口右の此級人下る
の事也と云合しそやうくと終ハ西終十終
も同終よあさぬなりあ一もとあやませく
下下るきりあうらさ終も後よとられは方ハ先
此口右の級人下馬はつ。西越く馬をあさり
以てやういてもよくとは是ハなき流終終を終

あつしと云はるるもあさるいぬるも
色いといまゝ口右の級人馬よとら。一きん
よ自然あやまうと一人或人馬馬いんす。
事不て終ハ口右の級人馬馬ハ以後終の流
ハきつくと是合いんてあさるも一も
の事とて終るもあさるも又あつとあ
あさるもあさるもあさるもあさるもあさるも
口右の級人の是合いんてあさるもあさるも

伊傳マール一神氣極くして此ののあつて
の氣分 ころころきい時 此傳氣ハ皆下るある
つゝ又さ人於此改人と新ありれはして此の
しをたそりきいりて此傳氣もさくよあひい
て下馬者へい 此の人の氣分ハ此傳氣の
今川大双紙云 大人大名あつて此傳氣
氣分ハ時ハ下る仕りて或ハ小家裁ハあつて
此の傳氣ハこれかけさかくて時氣又合て

下るあつてハ時氣もさくよあひい
此の對してはあつてと此傳氣ハ中世勢く連
に此傳氣ハさくよあひい
人賢氣云此傳氣ハさくよあひい
の時をさくよあひい可下る事おまは
方此事にほりあつて知くハ此傳氣ハさく
也大方さくよあひい一勢と諸大名新名の
時ハ大名の及氣分ハ下るさくよあひい

美濃ハ不下の事定法也所一族所集會の
時ハあ方此後原流下るべく一凡此一族
と一初合の時あ方也此也

又云於此後集會一初合中一はりて右へ歩
のけたをさす一歩一但通悪しり治政井よ
きめいさをさす一歩一惟蒙かきはりこちの
けそ下るあ方一又振もよき一一人
へ互さるとして初合はりて是も若へ歩のけ終

とさる一早く下るゆ一一人も下るゆ
とさる下るゆ一一人も下るゆ
見かけははりかくま中候と極は但極人神
もさるあ及下馬い候若彼是も一礼中
事もさる一鷹狩一初合はりて左へ歩のけ
て下馬仕候と過是ハ鷹狩ありてさるなる
一鷹犬引さる若又甜候有りて人も下る
とさる極はらん。但是ハ一候天神はりてさる

らひるを

武井往昔日記之阿波國の権峰須賀家
政入通峯庵家中の下馬定ハ其儀を不撰
する事ありきとあり其儀を云ひて
有ふみひてハ其儀の代をわけて是下馬
とありて出入ありきとのありと國ゆへ儀
家中の儀もあみまあり馬をわく多しと

片番ノ礼

家中竹馬記云下馬一々左の端片脱く礼
とす。右片番の礼と云。凡そ下るも左曲
禮の事也但相まは儀々是禮にてよるも
あり。其儀々馬よりとす。右の左右
の端片脱り馬は左より右の片番
脱て。右より脱て礼とす。下るよて儀
事也。是ハ下るも左も右も考ふべき事

の儀も有り又く世ある馬と云ふ下人おつる
をより主かたの時ある儀の馬と云ふて
の由と云てり故に礼をすることもあらず
伊勢貞卿難記云かゝるつゝの礼とす事馬
とよその事有り左つとぬきてより持馬
をよびて礼とす事也大なるの時不可
仕し於口得る

高忠圖書云かゝる皆の礼と云いて人かゝる
かゝるの者ある馬と云ふてあはれなき
馬よりある事ありと考弁をぬきて様
す。あるとあるをかゝる礼と云也但し
あるありと云ふは、皆の儀ありて、
り、左をぬき、きさる

ワクハイ

走流の實を一歩美田の馬と云ふ事あり

美濃唐のつらりよ内立右ありそそよと
しきてつひろひりりる流もほくもひても
もたちとわろしき刀をたよにけてまゆへ
内成ありそい内成志の内よ内成流もたよ
つらひて程作同朋、次に程作流もたよ
内ろしおききよまろくあましくよりひ一程
作多変皮と変、右刀と左の膝の上よ金足と
いぬき変皮のりよこまろくあましくよりひ一程

同朋も同前但小右刀と右持あり小歩
刀也同朋も同変皮と右常白毛と新へ
あしと変雨降時のお板と右板と変皮程
よろしとらんを赤と皮よりあよしき自
身美とよそよの、又内唐のつらりも新と
わろ也自然内海ありそよ公家流をよよ内
程作者ハありそよ内成先内成流各流へも
孔敏ありそよ内成頂戴ありそよ公家流きあり

や一乞流よききて各頂戴ありて後同朋
を出奉て置とる也とて還侍時未ありきれ
ハ此三石まじいれとたちとちうらんさけ太刀
よそ兼そこまを以てにめを問ひまゝあちを
ゆゑ大石よきとて又もね還所のおきより
内ちやうちん集の御よちりはハ麦皮のよきと
服立とちね太刀よきとて結中也一侍志
し可きのあまの時乞流はくまひ又まゝと入

此事はくは侍のりよの人もあちあつら内
しれはあんのともり御の集りく一沼田後

光景

物置のく一在止野後あちりすいハ路次

よそ喜ぬく一あけさうく平海きよととが
けあちあひくもいおほくまゆい
あちも也まあつらあくる事ハ振替也又あち
まぬあつらよららく一侍の年俸をいつ
くまひのたのまゝあちとち作出の由



ノ

作

人^{十八}賢^八記^六之^八對^八法^八人^八礼^八意^八の^八事^八上^八中^八下^八を^八一^八語^八
右^八日^八礼^八平^八伏^八の^八三^八不^八与^八り^八又^八あ^八ま^八と^八つ^八き^八後^八
自^八と^八け^八く^八ま^八り^八を^八あ^八り^八

武家名目抄稿第十七冊

